

台風19号支援と 今後の災害支援、 知識の備えのための

ボードゲーム形式で
楽しく学ぶ♪



被災者支援制度 活用ワークショップ

行政職員、社協、ボランティア、
専門士業などの皆さん向け

日時

2019年

12月9日(月) 18:00~20:00

場所

静岡県総合社会福祉会館 会議室
(静岡市葵区駿府町1-70)

内容

- ・台風19号被災と支援のポイント解説
- ・被災者の生活再建と支援制度を学ぶワークショップ

講師: 弁護士 永野 海 (静岡県弁護士会)

こんな方に特にオススメです♪

- ・罹災証明や認定のポイントについて知りたい
- ・住宅被害の程度に応じて、どのような支援制度の活用が考えられるのか知りたい
- ・複雑な支援制度のポイントや注意点を知りたい

事前申込制

・無料

- ・資料準備のため、裏面の参加申込書で12月3日(火)までに弁護士会にお申し込みください

主催



☎ 054-252-0008 平日9:00~12:00 13:00~17:00

避難所 数日から数か月までの期間(避難先)まで数日に及ぶことも)	ボランティアの支援 片付けやゴミ分別など	障害物の除去(土砂除去) 半壊や床上浸水で生活に不安定な状態に陥った被災者に、土砂除去などの支援	応急修理制度 半壊以上で、応急修理費の50%を半額負担(半壊未満は30%負担)する。ただし、応急修理費は10万円以内(半壊未満は5万円以内)	支援法の基礎支援金 半壊以上の被災者には10万円、半壊未満の被災者には5万円を支給する。ただし、被災者一人当たり10万円以内(半壊未満は5万円以内)	
仮設住宅 原則3年以内(ただし、災害発生後、被災者の生活再建が困難な場合は延長可能)	義援金 家族の葬式・住居被害の修繕等に活用可能	自治体の独自支援金 金銭での給付。申請・採択・支給などの流れがある	災害弔慰金 被災者一人当たり50万円以内。ただし、被災者一人当たり50万円以内	災害援護資金貸付 被災者一人当たり10万円以内。被災者の生活再建に活用可能	火災・地震保険 被災者は火災・地震保険の加入が義務付けられている。被災者の生活再建に活用可能
公費解体 半壊以上の被災者には、被災者一人当たり10万円以内(半壊未満は5万円以内)を支給する。ただし、被災者一人当たり10万円以内(半壊未満は5万円以内)	支援法の加算支援金 被災者一人当たり10万円以内(半壊未満は5万円以内)	被災ローン減免制度 住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、個人消費ローンなど。被災者一人当たり10万円以内(半壊未満は5万円以内)	リバースモーゲージ貸付 65歳以上、且つ、住宅ローン返済が完了している被災者に、住宅ローン返済の負担を軽減する	災害公営住宅 被災者一人当たり10万円以内。被災者の生活再建に活用可能	

被災者生活再建カード